

第1回評議員会 要項（案）

日時：平成30年5月11日（金）17：00～

会場：穂高神社参集殿

次 第

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 来賓挨拶
4. 連合会・各校代表・出席者 自己紹介
5. 議事（報告）
 - (1) 平成29年度 決算報告
 - (2) 平成29年度 会計監査報告議事（議案）
 - (1) 平成30年度 事業計画（案）
 - (2) 安曇野市PTA連合会規約の改定について
 - (3) 顧問・参与の推薦について
 - (4) 長野県PTA連合会母親代表理事の推薦について
 - (5) 平成30年度事業企画（案）
 - ①本部活動計画
 - ②家庭共育委員会
 - ③広報委員会
 - ④平成30年度予算（案）
 - ⑤単位PTA提案議題
6. 連絡依頼事項
 - (1) 三行詩コンクールについて
 - (2) 長野県PTA連合会安全互助制度と小・中学校総合補助制度について
 - (3) 今後の予定

第1回広報委員会	5月30日（水）
第1回家庭共育委員会	6月 7日（木）9：30～安曇野市教育文化会館
第2回広報委員会	6月27日（水）
 - (4) 参考資料
 - ①安曇野市PTA連合会 役員担当表
 - ②公立小学校における働き方改革のための共同メッセージ

7. 意見交換会・グループ討議

〈テーマ〉

「子どもたちの学校生活を取り巻く環境について」

今、児童・生徒を取り巻く環境は日々変化しております。それに伴い、教職員も日常業務に追われ、子どもたちと接する時間が減っており、教職員の働き方改革が必要となっております。

そこで、唐木先生をお呼びしてテーマに沿ったお話を頂き、その後、グループ討議をさせていただきます。各テーブルに校長先生がいますので、学校の現状などお聞きしながら討議をお願いします。

(1) グループ討議内容

- ①学校ができること、家庭ができること
- ②地域が学校に対してできること
- ③学級PTAに楽しく参加するためには

(2) 発表

(3) まとめ

8. 閉会のことば

〈懇親会〉

※評議員会終了後、懇親会を開催します。

平成30年度安曇野市PTA連合会

平成30年度 本部活動計画（案）

【方針】

本年度、安曇野市PTA連合会では、積極的に意見交換を行い、共通の認識を持つことによって、全17校の一体感を高めていきたいと考えております。それにより、全ての児童・生徒が笑顔で学校へ通い、楽しく、そして健康に毎日を過ごせるよう環境を整えていきたいと思っております。

【事業】

1. 安曇野市教育長との懇談会

2. 三行詩コンクール選考及び表彰

募集期間 平成30年5月7日（月）～6月18日（月）

選考作業 平成30年7月4日（水）役員会 会場：堀金中学校

安曇野市PTA連合会表彰式 日程未定

【会議等】

1. 役員会（全10回）

第1回	平成30年	4月	9日（月）	第6回	平成30年	10月	4日（木）
第2回	平成30年	4月	20日（金）	第7回	平成30年	10月	24日（水）
第3回	平成30年	6月	4日（月）	第8回	平成30年	12月	5日（水）
第4回	平成30年	7月	4日（水）	第9回	平成31年	1月	16日（水）
第5回	平成30年	9月	5日（水）	第10回	平成31年	2月	8日（金）

2. 評議員会（全3回）

第1回 平成30年5月11日（金）会場：穂高神社参集殿

- ・平成29年度会計決算報告・監査報告
- ・平成30年度活動計画・予算・各委嘱委員会選出の承認
- ・講師交えグループ討議（各小中学校の意見交換会）

第2回 平成30年11月16日（金）会場：南安曇教育文化会館

- ・会計中間決算報告・監査報告
- ・三行詩コンクール市P賞発表
- ・講師交えグループ討議（各小中学校の意見交換会）

第3回 平成31年3月1日(金) 会場: 穂高神社参集殿

- ・平成30年度委嘱委員会報告
- ・平成31年度新役委員の承認
- ・平成31年度主なスケジュール(案)について
- ・講師交えグループ討議

3. 常任委員会(全3回)

第1回 平成30年4月24日(火) 18:30~ 会場: 堀金中学校

- ・第1回評議員会について
- ・平成30年度活動計画について

第2回 平成30年10月31日(水) 18:30~ 会場: 堀金中学校

- ・第2回評議員会について

第3回 平成31年2月13日(水) 18:30~ 会場: 堀金中学校

- ・平成30年度活動報告について

4. 安曇野市委嘱による審議会・委員会等委員

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ・いじめ不登校問題対策連絡協議会 | 学校教育課 |
| ・安曇野市コミュニティスクール事業実行委員会 | 学校教育課 |
| ・中学校部活動運営委員会 | 学校教育課 |
| ・安曇野市コミュニティスクール事業地域教育協議会 | 学校教育課 |
| ・通学区域審議会 | 学校教育課 |
| ・青少年健全育成審議会 | 生涯学習課 |
| ・放課後子ども総合プラン運営委員会 | 生涯学習課 |
| ・青少年センター運営委員会 | 生涯学習課 |
| ・穂高北部児童館建設検討会 | 生涯学習課 |
| ・子ども子育て会議 | 子ども支援課 |
| ・学校給食センター運営委員会 | 学校教育課 |
| ・男女協同参画推進審議会 | 人権男女共同参画課 |
| ・交通安全推進協議会 | 地域づくり課 |
| ・安曇野市まちづくり推進会議 | 地域づくり課 |
| ・地域公共交通会議兼協議会 | 政策経営課 |
| ・総合計画審議会 | 政策経営課 |
| ・安曇野市東山地区松くい虫対策協議会 | 耕地林務課 |
| ・安曇野市西山地区松くい虫対策協議会 | 耕地林務課 |

平成30年度 家庭共育委員会事業計画(案)

活動内容

テーマ「笑顔の ” わ ” を広げよう～子どもたちが安心できる場を目指して～」

◎家庭共育委員会では、市内小中学校の副会長と家庭共育委員長(各学校により名称は異なります)に集まって頂き、年3回の委員会を行います。

◎単Pで行われている委員会での活動について、情報交換・意見交換を行います。

- ・市P役員会(新旧引き継ぎ会) 平成30年3月27日(火)18:30～19:30 会場:堀金中学校
- ・各学校へあいさつ文、名簿提出依頼文書の配布 ・第1回家庭共育委員会開催通知配布
- ・県P連 陽だまり研修会(家庭共育委員三役)平成30年4月17日(火)10:30～15:45 会場:信濃教育会館(長野市)
- ・家庭共育委員会役員会(6/4 市P役員会後)
- ・家庭共育委員会役員会、委員会事前打ち合わせは必要に応じて行う。

第1回 家庭共育委員会 平成30年6月7日(木)9:30～12:00 会場:南安曇教育文化会館

- ・家庭共育委員顔合わせ・事業計画説明・各単位PTAより事業計画報告・情報交換
- ・ワールドカフェ(自由討論会)

第2回 家庭共育委員会 平成30年10月12日(金)17:30～20:00 会場:南安曇教育文化会館(予定)

- ・中間事業報告、情報交換
- ・先生方とのワールドカフェ(^_^)

第3回 家庭共育委員会 平成31年2月1日(金)9:30～12:00 会場:南安曇教育文化会館(予定)

- ・各単位PTAより事業報告・情報交換・ワールドカフェ(自由討論会)内容未定

平成 30 年度 広報委員会事業計画 (案)

◇ 活動の内容

- ◎ 安曇野市 PTA 連合会ホームページの運営、管理、更新及びコンテンツの検討
- ◎ 会報誌「そらいろのたね」の発行 (7 月、3 月の年 2 回)

◇ 会 議

- ◎ 互選会 広報委員会 平成 30 年 4 月 17 日 (火) 会場：堀金中学校

- ・委員長の互選

広報委員長：山崎 (明南小学校)

広報副委員長：西 (穂高東中学校)

- ・事業計画 (案) の作成

第 1 回 広報委員会 平成 30 年 5 月 30 日 (水)

- ・会報誌編集会議、ホームページ更新のルール決め

第 2 回 広報委員会 平成 30 年 6 月 27 日 (水)

- ・会報誌校正、読み合わせ

第 3 回 広報委員会 平成 30 年 9 月 19 日 (水)

- ・ホームページ編集会議

第 4 回 広報委員会 平成 31 年 1 月 16 日 (水)

- ・会報誌編集会議

第 5 回 広報委員会 平成 31 年 2 月 20 日 (水)

- ・会報誌校正、読み合わせ

予備回 広報委員会 平成 30 年 11 月 21 日 (水)

- ・会報誌校正、読み合わせ

安曇野市PTA連合会会則（案）

- 第 1 条 本会は安曇野市PTA連合会と称し、事務局を南安曇教育文化会館に置く。
- 第 2 条 本会は、市内のPTAの連携を図り、運営に関する研究会議をなし、その向上発展を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は市内の各小・中学校のPTAを以って組織する。
- 第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 運営研究会開催
 2. 教育に関する団体との連絡及び協力
 3. その他PTAの目的を達成するために必要と認めた事業
- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-----------|------------------------------|
| 会長 | 1 名（保護者会員より 1 名） |
| 副会長 | 4 名（保護者会員より 3 名、教職員会員より 1 名） |
| 評議員 | 5 1 名（各単位PTA毎 3 名、内学校長 1 名） |
| 常任委員 | 若干名 |
| 顧問 | 若干名（会長経験者） |
| 参与 | 若干名 |
| 監事 | 2 名 |
| 幹事 | 若干名 |
- 第 6 条 第 5 条による役員は評議員会において選出する。
会長は、本会を統括代表し、常任委員会・評議員会の議長となる。
副会長は、会長を補佐し、会長事故のある時はそれを代行する。
監事は、会計の監査にあたる（年 2 回、9 月と 3 月）。
- 第 7 条 常任委員は評議員会において選出され、本会の事業企画、運営にあたる。
顧問及び参与は、会長が推薦し、評議員会でこれを承認する。
顧問は、重要事項等について、会長の諮問に応じるほか会議等に出席して意見・助言を行う。
参与は、会長の要請により本会に助言を行う。
幹事は、会長の委嘱により、庶務会計及び研究協議会の事務を担当する。
- 第 8 条 役員の任期は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とし、いずれも再任を妨げない。

安曇野市PTA連合会

- 第 9 条 役員に欠員が生じた時は補充を行う。
就任した任期は前任者の残留期間とし、改めて評議委員会において選出する。
- 第 10 条 本会の会議は、常任委員会、評議員会の二種類とし、会長がこれを召集する。
- 第 11 条 評議員会においては次の事項について付議等をおこなうものとする。
1. 事業計画
 2. 予算決算の承認
 3. 会長・副会長・幹事及び常任委員の選出
 4. 会則の変更
 5. その他重要事項
- 第 12 条 評議員会の議事は別段の定めがない限り、出席者の過半数（委任状を含む）によりこれを決める。
- 第 13 条 本会に特別委員会を置くことができる。
特別委員会については内規でこれを定める。
- 第 14 条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。
1. 各単位PTAの分担金
 2. 補助金、寄付金
 3. 雑収入
- 第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 付則
1. この会則は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
 2. 平成 20 年 5 月 9 日 一部改正
 3. 平成 29 年 3 月 3 日 一部改正
 4. 平成 30 年 5 月 11 日 一部改正

安曇野市PTA連合会 役員担当表(案) 平成30年度～

単P名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年	平成38年	平成39年	平成40年	平成41年
堀金中学校 堀金 H30	常任委員(会長)	家庭共育副委員長	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)	市P会長 市P副会長	監事 家庭共育幹事	監事	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	広報委員	広報委員	常任委員(先生)	広報委員	広報委員	広報委員
穂高南小学校 穂高 H31	広報委員	常任委員(会長)	家庭共育副委員長	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)	市P会長 市P副会長	監事 家庭共育幹事	監事	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	広報委員	広報委員	常任委員(先生)	広報委員	広報委員
三郷中学校 三郷 H32	広報委員	広報委員	広報委員	家庭共育副委員長	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)	市P会長 市P副会長	監事 家庭共育幹事	監事	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	広報委員	広報委員	常任委員(先生)	広報委員
豊科北中学校 豊科 H17合併初代	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	家庭共育副委員長	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)	市P会長 市P副会長	監事 家庭共育幹事	監事	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	広報委員	広報委員	常任委員(先生)
豊科東小学校 豊科 H18	常任委員(先生)	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	家庭共育副委員長	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)	市P会長 市P副会長	監事 家庭共育幹事	監事	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	広報委員	広報委員
穂高東中学校 穂高 H19	広報委員	常任委員(先生)	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	家庭共育副委員長	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)	市P会長 市P副会長	監事 家庭共育幹事	監事	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	広報委員
明科中学校 明科 H20	広報委員	広報委員	常任委員(先生)	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	家庭共育副委員長	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)	市P会長 市P副会長	監事 家庭共育幹事	監事	広報委員	広報委員	常任委員(会長)
豊科北小学校 豊科 H21	常任委員(会長)	広報委員	広報委員	常任委員(先生)	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	家庭共育副委員長	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)	市P会長 市P副会長	監事 家庭共育幹事	監事	広報委員	広報委員
堀金小学校 堀金 H22	広報委員	常任委員(会長)	広報委員	広報委員	常任委員(先生)	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	家庭共育副委員長	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)	市P会長 市P副会長	監事 家庭共育幹事	監事	広報委員
穂高西小学校 穂高 H23	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	広報委員	広報委員	常任委員(先生)	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	家庭共育副委員長	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)	市P会長 市P副会長	監事 家庭共育幹事	監事
豊科南中学校 豊科 H24	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	広報委員	広報委員	常任委員(先生)	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	家庭共育副委員長	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)	市P会長 市P副会長	監事 家庭共育幹事	監事
三郷小学校 三郷 H25	監事	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	広報委員	広報委員	常任委員(先生)	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	家庭共育副委員長	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)	市P会長 市P副会長
穂高西中学校 穂高 H26	監事 家庭共育幹事	監事	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	広報委員	広報委員	常任委員(先生)	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	家庭共育副委員長	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)
明南小学校 明科 H27	市P会長 市P副会長	監事 家庭共育幹事	監事	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	広報委員	広報委員	常任委員(先生)	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	家庭共育副委員長
○ 豊科南小学校 豊科 H43				広報委員	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	広報委員	広報委員	常任委員(先生)	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)
穂高北小学校 穂高 H28	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)	市P会長 市P副会長	監事 家庭共育幹事	監事	広報委員	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	広報委員	広報委員	常任委員(先生)	広報委員	広報委員	広報委員
明北小学校 明科 H29	家庭共育副委員長	家庭共育委員長 市P副会長 常任委員(先生)	市P会長 市P副会長	監事 家庭共育幹事	監事	広報委員	広報委員	広報委員	広報委員	常任委員(会長)	広報委員	広報委員	常任委員(先生)	広報委員	広報委員

学校における働き方改革推進のための基本方針

長野県教育委員会

1 目標

すべての公立小中学校、すべての授業で、質の高い授業を実現するために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善します。

2 現状・課題

平成 29 年 4 月に文部科学省が公表した「教員勤務実態調査」の結果を見ると、教員の長時間勤務の実態が看過できない状況となっています。県内小中学校においても同様で、平成 29 年度当初（4・5 月）の 1 ヶ月間一人当たりの時間外勤務時間の平均は 64 時間程度、最も多い学校の平均は 114 時間となっています。

学校では、時代の流れの中で、グランドデザインの策定、学校評価など、エビデンスをもとに説明責任を果たすことが求められるようになっていきます。さらに、グローバル化、情報化の進展等、急速に変化する社会の状況を踏まえた教育への対応が求められています。

また、児童生徒一人一人へのきめ細かな対応が一層求められる中、保護者や地域との協力関係の構築、特別な支援を必要とする児童生徒への対応、貧困や児童虐待などの課題を抱えた家庭への対応など、多種多様な課題に取り組まざるを得ない状況が続いている上に、中学校では、部活動指導に係る時間も看過できない状況です。

このような中、各学校では学校行事や会議の精選などの業務改善を進めていますが、「前例踏襲」や「授業づくりや学級経営が個に委ねられている」などの慣習、「子どものため、保護者の期待に応えるために、長時間頑張るのがよい教員」といった価値観などが根付いて、見直し・改善が進みにくいという指摘もあります。

3 具体的な取組

学校における働き方改革を推進していくために、以下の取組を進めます。

(1) から (3) では、「業務の削減や分業化、協業化」「業務の効率化、合理化」「勤務時間を意識した働き方」の視点から具体的な取組を示しています。

(4) では、県教育委員会としての支援の方策を、(5) では、保護者、県民の皆様の理解を得つつ、市町村教育委員会、小中学校と連携して、全県で一斉に取り組むことで効果が期待できることについて示しています。

- (1) 学校・教員が担うべき業務を明確にし、業務の削減や分業化、協業化を進めます。

① 直ちに取り組むこと

- ・ 会議の精選と効率化を進め、出張件数を縮減します。
- ・ 各種調査の精選と簡素化を進め、事務処理の時間を縮減します。
- ・ 学校が担うべき業務の分業化については、専門スタッフ（部活動指導員、スクールサポートスタッフなど）の活用を進めます。
- ・ 学校、教員でなくてもできる業務については、信州型コミュニティスクールの仕組みを活用し、学校・家庭・地域等が連携して協業化できる体制の構築を進めます。

② 中期的な取組（3～5年）

- ・ 総合型地域スポーツクラブの設立や部活動の学校合同チームによる練習環境の整備、地域の指導者の育成など、地域の取組を支援します。
- ・ 給食費などの学校徴収金会計業務の負担軽減の取組を支援します。

（2） 学校・教員が担うべき業務の効率化、合理化を進めます。

① 直ちに取り組むこと

- ・ 統合型校務支援システムの標準的な仕様について検討します。

② 中期的な取組（3～5年）

- ・ 全県で共通した仕様の統合型校務支援システムの導入を目指します。
- ・ ICTの活用による教員の事務的な業務の効率化と合理化、教員の勤務時間の管理などについて研究を進め、その効果を検証し、ICTの活用を進めます。

（3） 「勤務時間」を意識した働き方を進めます。

① 直ちに取り組むこと

- ・ 管理職は、ICTやタイムカードなどを用いて、年間を通して、全教員の勤務時間を適正に把握します。
- ・ 「勤務時間の割振り」の着実な運用を進めます。
- ・ 「長野県中学生期のスポーツ活動指針」の活動基準に沿った運用を徹底します。

※平日に1日、土日に1日の休養日設定。朝の部活動は行わない。

平日の総活動時間は2時間程度。休日の練習は、午前、午後にわたらない。

② 中期的な取組（3～5年）

- ・授業準備を効率的にするために、教員が教材等を開発、共有できるシステムを構築し、勤務時間が縮減しても質の高い授業が行える環境を整えます。
- ・指導主事が、各学校の日々の授業づくりにつながる支援を進めます。

(4) 学校の業務改善への支援をします。

① 直ちにに取り組むこと

- ・主幹指導主事が各学校の実態に応じて業務改善を支援し、まずは教員の時間外勤務時間が年間を通して1ヵ月 45 時間以下、年間で最も忙しい時期であっても1ヵ月 80 時間以下になることを目指します。

② 中期的な取組（3～5年）

- ・学校の多忙化の要因となる業務を引き続き分析するとともに、国の定数改善などの動向を注視しつつ、人的支援等に取り組めます。

(5) 全県で一斉に取り組むことについて検討します。

全県で一斉に取り組むことにより、大きな効果が期待できることについて検討します。これらの実施に当たっては、他の都道府県の実施状況を検証するとともに、市町村教育委員会や保護者、県民の理解を得た上で、実施可能と判断できたところから取り組むものとします。

- ・時間外の一定時刻以降の電話には、留守番電話等での対応にします。
- ・長期休業期間においては、一定期間の学校閉庁日を設定します。
- ・長期休業期間中の働き方については、テレワークによる勤務などを研究し、実施します。
- ・月2回以上の「教職員定時退勤日」を、すべての学校で設定し、実施します。

4 評価指標

評価指標	測定方法
① 教員の時間外勤務時間が、年間を通して月 45 時間以下 【現状：H28 12 月 171 校】	・ 12 月の一人当たりの時間外勤務時間の平均が月 45 時間以下の学校数で測定【目標：H29 200 校、H30 250 校】
② 管理職が、年間を通して、全教員の勤務時間を把握 【現状：H29 調査 75%】	・ 「学校運営に関する調査」で測定【目標：H30 100%】
③ 会議の精選と効率化を進め、出張件数を縮減	・ 28 年度の会議等を分析し、30 年度当初に縮減状況を具体的に提示
④ 各種調査の精選と簡素化を進め、事務処理の時間を縮減	・ 28 年度の調査等を分析し、30 年度当初に縮減状況を具体的に提示

公立小中学校における 働き方改革のための共同メッセージ

長野県教育委員会は、長時間勤務となっている教員の働き方を改善し、子どもたちにとって、最も大切である授業の質を高め充実させるために、「学校における働き方改革推進のための基本方針」を策定しました。

市町村教育委員会では、県教育委員会の基本方針を踏まえ、教員が授業づくりや子どもたちの指導に専念できる環境を整えるための方針を定め、各学校がその実態に応じた業務改善に組織的に取り組むことができるように連携体制を構築します。

県PTA連合会では、家庭と学校と地域が果たす役割を再確認するとともに、保護者と教職員が学び合い、しっかりとスクラムを組み、厚い信頼関係を基盤として、地域ぐるみで子どもを育むために、学校における働き方改革を応援します。

基本方針において、全県で一斉に取り組むこととしている時間外の留守番電話での対応や、長期休業中の閉庁、また、部活動の活動基準の徹底や教員以外の方が顧問となる部活動の実施等、いずれも保護者や県民の皆様のご理解とご協力なくしては進めることができません。

県教育委員会、市町村教育委員会、県PTA連合会は、学校における働き方改革は喫緊の課題と認識し、三者で連携して、保護者や県民の皆様のご理解を得ながら取組を進めてまいります。

平成 29 年 11 月 20 日

長野県教育委員会 長野県市町村教育委員会連絡協議会 長野県 P T A 連合会